Ⅲ　困難を有する子ども・若者や家族への支援

基本的方向６　様々な状況ごとの相談と支援の充実

施策の主な対象	乳幼児期～ポスト青年期の子ども・若者

特別な支援を必要とする子ども・若者が有する困難は、ニート、ひきこもり、不登校等社会生活を営む上での困難や、障がい、また、虐待をはじめとする犯罪被害など多岐にわたっていることから、関係機関、団体がそれぞれの専門性を活かし、一人ひとりの発達段階に応じた支援を行っていくことが必要です。また、昨今の社会情勢を背景とした、子どもの貧困問題が新たな課題となっています。

それらに対応するため、訪問支援（アウトリーチ）等の支援に携わる人材の養成や発達障がいの可能性のある子ども・若者に対する継続的な支援、子どもの貧困問題への対応など様々な状況に応じた相談支援の充実を図ります。

施策の方向11　ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者の支援

①　ニート等の若者への支援

○ニート、ひきこもりの若者の職業的自立のための、それぞれの状況に応じた個別的、継続的支援の実施

②　ひきこもりへの支援

○ひきこもり相談支援窓口「自立支援センター巣立ち」、保健所における相談の充実

○ひきこもりサポーターや訪問支援（アウトリーチ）等の支援に携わる人材の養成

③　不登校の子ども・若者や中退者への支援

○未然防止、早期発見・早期対応につながる取組みや関係機関等と連携した取組みの推進

○高校中退者や不登校経験者等への「学び直し」の機会の充実

○多様な学習ニーズに対応した、より柔軟な教育課程を備えた新しいタイプの学校づくり

④　ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者の支援

○社会参加に困難を有する子ども・若者や家族が相談しやすい環境づくりと支援体制の確立

○ニート・ひきこもり等の子ども・若者の自立支援のための社会参加や交流機会の提供

施策の方向12　障がいのある子ども・若者の支援

①　障がいのある子ども・若者の支援

○発達障がいのある子ども・若者、家族に対するライフステージに応じた支援や関係機関が相互に連携した地域支援体制の充実

○保健、医療、福祉等関係機関と連携した特別支援教育の推進

施策の方向13　非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援

①　非行防止・立ち直り支援

○少年の規範意識の向上と少年を見守る社会機運を醸成する活動の推進

②　いじめ・暴力行為への対策

○学校、家庭、地域が連携したいじめ防止に向けた取組みの推進

○問題行動を起こす児童生徒への指導や事件を起こした少年に対する適切な取組みの推進

施策の方向14　子どもの貧困問題への対応、虐待、性犯罪等被害防止

①　子どもの貧困問題への対応

○子どもの貧困問題、貧困の世代間連鎖の解消に向けたスクールソーシャルワーカー活用など、学校を窓口とした福祉機関との連携等による教育の支援、生活の支援、就労支援、経済的支援の推進

②　児童虐待防止対策

○妊娠、出産から子育てまでの相談しやすい体制の充実

○発生予防から早期発見、早期対応、適切な保護、アフターケアに至る関係機関間の適切な連携の強化

③　性犯罪等被害への対応

○被害を受けた子ども・若者の治療や精神的負担の軽減を図る専門支援や相談体制の整備

施策の方向15　外国にルーツを持つ等特に配慮が必要な子ども・若者の支援

①　外国にルーツを持つ等特に配慮が必要な子ども・若者の支援

○外国にルーツを持つ子ども等特に配慮が必要な子どもの教育の推進